

平成19年2月19日

日本ガス協会 野村会長 会長会見発言要旨

■一酸化炭素中毒事故について

北見における一酸化炭素中毒事故について、都市ガスの漏えいが原因で尊い人命を失う重大な事故が発生したことは都市ガス業界として誠に残念であり、大変申し訳なく思っている。今回の事故で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみ申し上げます。被害に遭われた皆さま、現在療養中の皆さまにはお見舞い申し上げ、一日も早いご回復をお祈りしている。

日本ガス協会では、今回の事故を真摯に受け止め、都市ガス業界を挙げて対策を実施・検討してきた。2月8日に記者発表したとおり、対策は主に次の3点である。

1点目は、北海道ガスが行う北見市における安全確保対応への支援である。「漏えい調査への支援」と「ガス漏れ警報器設置への支援」の二つを実施している。また、一酸化炭素を含んだガスを供給している16事業者の緊急点検については予定通り完了している。

2点目は、一酸化炭素を含んだガスから天然ガスへの転換を加速する取組である。一酸化炭素を含む都市ガスを供給している16事業者における天然ガス化については、2010年12月に完了するという当初計画から2010年3月完了へと早期化する。

3点目は、経年管対策の強化である。ねずみ鋳鉄管の要対策経年導管については、安全高度化目標の「2020年頃には概ね完了」との当初目標に対し、全ての都市ガス事業者が対策の早期化を早急に検討し実施する。白ガス管についても、お客さまのご理解のもと、対策を推進する。

北見の事故については、天然ガスへの転換前で一酸化炭素を含む都市ガスであったこと、都市ガス事業者が管理しているガス管の破損が原因のガス漏れであったこと、お客さまからの通報を頂いており調査中であったこと、これらを考えると誠に痛恨の極みである。

続いて製品安全の面では、昨年7月にパロマ製湯沸器による一連の事故が顕在化して以降、ガス機器メーカーと連携しながらガス給湯器の安全対策を進めてきた。「あんしん高度化ガス機器普及開発研究会」を昨年12月に発足させ、従来から取り組んできたガスコンロの安全性向上とともに、ガス給湯器の安全性向上に向けた取組をスタートさせた。

しかしこのような中、2月に、神奈川県でリンナイ製湯沸器による、兵庫県では鳥取三洋電機製金網ストーブによる死亡事故がそれぞれ発生したことは、これまで安全対策に取り組んできた都市ガス業界として誠に遺憾である。

都市ガス事業者は、「再点火防止機能のついていない不完全燃焼防止装置付き開放式小型湯沸器」と「金網ストーブ」をお持ちのお客さまに対して、3月末までをめぐりに換気をお願い等を緊急に周知するなど、再発防止のための対策を実施する。

また、本日、社団法人日本ガス石油機器工業会が過去のガス器具による重大事故について公表されると聞いているが、都市ガス業界としても、その内容によって更に必要な対策を検討していきたい。

我々都市ガス業界は、お客さまの安全確保とガス事業全体に対する信頼の回復に、今後も全力で努力して参る所存である。

■エネルギーセキュリティについて

昨年度は、厳冬や油価高騰などを背景に短期的に天然ガスの需要が増加し、我が国が輸入するスポットLNG価格も影響を受けたが、この冬は世界的な暖冬であり、また一昨年のも米国でのハリケーン被害のような石油・天然ガス生産地での災害が発生しなかったことなどにより、油価もやや下落し、LNGのスポット価格も落ち着いている。また各都市ガス事業者においては、昨年度の経験を踏まえ、事前に調達を進め供給体制を整えている。

今後、油価の高止まりが継続する場合には、石油からガスへの計画以上の転換需要増が生じ

る可能性がある。そうした場合であっても、調達契約でのアローワンスの活用や買主間の融通、スポット取引による追加調達などの対応策を講じることで、安定供給の確保が可能であると考えている。

またサハリン2につきましては、ガスプロムへの権限委譲で一定の解決を見ているが、このプロジェクトは都市ガス業界でも複数の事業者が購入の意思表示を行っており、日本のエネルギーセキュリティの向上に資するものであることから、株主構成が変わっても予定どおりプロジェクトが進捗することを期待している。

長期的に見た場合、産ガス国による資源ナショナリズムの動きにより、天然ガスの新規開発への投資意欲が減退するようなことがあれば、LNGの安定調達にも影響を及ぼしかねない。従来から各都市ガス事業者は、調達国の分散化や上流権益の確保、産ガス国との関係強化等、安定調達に向けた取り組みを行っているところである。特に、産ガス国の資源ナショナリズムに対応していくうえでは産ガス国との関係強化が重要であると考えており、国からのより一層の側面的支援に期待している。

産ガス国との関係強化のためには「資源確保のための戦略的なODA（政府開発援助）の配分」と、「エネルギーセキュリティーを高めるEPA（経済連携協定）の締結」の2つが重要であると考えている。

■全面自由化について

先日、先行して自由化を行っている欧州に日本ガス協会から視察団を送った。EUでは、天然ガスについても、EU統一市場を形成することが目指されており、その一環として加盟各国のガス市場の全面自由化を推進する方向性が明確に打ち出されている。これはEUの理念そのものでもあり、パイプラインが国を超えてヨーロッパ全体で縦横に張り巡らされているという事情も働いている。しかし、各国の実施・運用は必ずしも一律ではない。特に、末端の配給段階の運用では、各国の多様な状況、事業者の規模形態も考慮しつつ、お客さまの利益が損なわ

れないように調整が行われている。

現在、今年度末を目途に、全面自由化も含めた小売自由化範囲の拡大に向けた課題整理が行われている。制度改革は、あんしん・安全にお使い頂くための「保安レベルの維持・向上」、安定的・経済的にお使い頂くための「エネルギーセキュリティ確保」等、お客さまの総合的な利益の増進に繋がるのが最も重要であると考えている。欧米など先行して自由化を行っている国々についてもその背景・歴史的経緯を踏まえて実態を把握し、我が国のエネルギー産業の实情に即して、目的を見失うことなく慎重に検討を進めて頂きたいと考えている。

■エネルギー基本計画について

パブリックコメントに付されました改訂案では、エネルギー政策基本法の基本方針である『「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分に考慮した上での「市場原理の活用」』の推進に向け、供給安定性と環境性に優れた天然ガスの導入と利用拡大が引き続き必要かつ重要であることが示されている。これまでのエネルギー・環境政策の方向性に沿ったかたちで適切に天然ガスが位置付けられたものと認識している。

私どもは、天然ガスの導入促進と利用拡大は我が国のエネルギーセキュリティ強化および省エネとCO₂削減のさらなる進展に大いに貢献するものであり、今後も引き続き、国のエネルギー政策に沿って、従来以上に天然ガスの広域・高度利用に全力で取り組んで参る所存である。

また、「市場原理の活用」については、今年4月から年間契約量10万m³以上までの小売自由化範囲の拡大とそれに伴う制度改革が実施される。他エネルギーとの競合に加え、新規参入者との競争もますます激化することが予想されるが、引き続き公平かつ適正な競争のもと、お互いに切磋琢磨してお客さまの利益増進に努めて参りたいと考えている。

以 上